

政令第七十二号

地域再生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第一号ロ(3)の規定に基づき、この政令を制定する。

地域再生法施行令（平成十七年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「漁港施設は、」の下に「港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する重要港湾又は」を、「の港湾施設及び」の下に「漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第五条に規定する」を加える。

附 則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。